

パラスポーツ用具貸出基準

1 目的

船橋市内のパラスポーツの普及促進を図ることを目的にパラスポーツ用具の貸出をすることとする。

2 貸出対象

船橋市内に住所を有する個人または団体を貸出の対象とする。

3 貸出対象物品

船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課が所管する物品とする。(別表1のとおり)

4 貸出時期・期間

船橋市の事業に支障のない時期に限り貸し出すものとし、貸出期間は1週間以内を原則とする。

5 貸出申込

① 用具の貸出を受けようとする者は、貸出期間の始期の1週間前までに別表1の申込先に電話等で貸出の可否を問い合わせ、貸出が可能であるときは、貸出期間の始期の1週間前までに別表1の申込先に別紙申込書を提出し、貸出を受けるものとする。

② 貸出申込は、貸出を受ける日の2か月前からとする。

6 返却等

① 用具を返却する場合は、貸出を受けた窓口で担当職員の点検を受け、使用した用具等に故障がないかどうか確認うえ、返却するものとする。

② 使用後の用具類の手入れを励行するものとする。

7 禁止事項

① 貸出用具の転貸

② 営利を目的としたイベント等での使用

8 使用料

使用料は無料とする。

9 紛失破損

貸出を受けた用具が、借用者において紛失または破損した場合の損害は、原則として貸出を受けた者の負担とする。

10 事故の免責

用具の使用中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を船橋市は負わないものとする。

別表1

申込先及び保管（貸出・返却）場所	物品名	数量
運動公園管理事務所	ポッチャボールセット	10セット
	レク用ポッチャシート	10枚
	ゴールボール用 鈴入りドッジボール※	30個
	ゴールボール	1個
	シッティングバレーボ ール用 ソフトバレーボール※	100個
公民館（中央・東部・西部・北部・高根台）	ポッチャボールセット	各1セット
	レク用ポッチャシート	各1枚
総合体育館管理事務所（船橋アリーナ）	サウンドテーブルテニ ス用卓球台（ラケット 4本・球付き）	1台

※空気が入っていない状態。空気入れは借着者が準備すること。返却時も空気を抜くこと。